

ちゃんとチェック!

宮城県の最低賃金



仙台こけし (写真提供: 宮城県観光戦略課)



厚生労働省労働基準局広報キャラクター
「たしかめたん」

適用される最低賃金	時 間 額	効力発生日
宮城県最低賃金	1,038円	令和7年 10月4日
鉄 鋼 業	1,125円	令和7年 12月15日
電子部品・デバイス・電子回路、電気 機械器具、情報通信機械器具製造業	1,077円	
自動車小売業	1,101円	

お問い合わせ先

宮城労働局賃金室(Tel022-299-8841)、または最寄りの労働基準監督署

最低賃金引上げの支援策

業務改善助成金

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。



業務改善助成金

お問合せ先

宮城労働局雇用環境・均等室
Tel 022-299-8844

キャリアアップ助成金

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。



キャリアアップ助成金

お問合せ先

宮城労働局職業対策課助成金センター
Tel 022-299-8063

厚生労働省

宮城労働局



宮城労働局 HP



宮城労働局 X

次の業種に該当する事業場で働く労働者には、以下の宮城県特定最低賃金が適用されます。

宮城県特定最低賃金	適用される業種・産業分類 (※日本標準産業分類による業種コード)	適用除外労働者 (この欄に掲げる労働者は、宮城県最低賃金が適用になります。)
鉄 鋼 業	鉄鋼業（高炉による製鉄業、鋳鉄鋳物製造業（鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く）、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。） ※E22 鉄鋼業 但し E220 管理、補助的経済活動を行う事業所(22鉄鋼業) E2211 高炉による鉄鋼業 E2251 鋳鉄鋳物製造業(鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く) E2252 可鍛鋳鉄製造業 E229 その他の鉄鋼業 を除く	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。） ※E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 ※E29 電気機械器具製造業 ※E30 情報通信機械器具製造業	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 ア 清掃又は片付けの業務 イ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務 ウ 手作業による部品の差し、曲げ若しくは切りの業務又は目視による検査の業務 エ 部品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け又は穴あけの業務 注：(3)エのうち、「取付け」の業務に「はんだ付け」は含まれません。
自動車小売業	自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。） ※I5911 自動車（新車）小売業 ※I5912 中古自動車小売業 ※I5913 自動車部分品・付属品小売業 注：カー用品店、自動車タイヤ販売店も適用	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

注：「臨時、パートタイマー、アルバイト労働者」、「主として事務の業務に従事する者」、「外国人技能実習制度における技能実習生」にも宮城県特定最低賃金が適用されます（上記適用除外労働者を除く）

最低賃金と支払賃金の比較方法

宮城県最低賃金は、県内の事業場に働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイトを含みます。）に適用され、支払われた日給や月給は時給に換算してこの金額を上回る必要があります。

なお、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与等臨時の手当、時間外・休日・深夜手当は最低賃金の計算から除外します。

宮城県最低賃金（時間額1,038円）が適用される事業場で働くAさんの労働条件を、月給180,000円、1日の所定労働時間8時間、年間所定労働日数260日とします。

月給180,000円×12か月

8時間×年間所定労働日数260日

÷ 1,038.46円 ≥ 1,038円（宮城県最低賃金）

宮城県最低賃金クリア！

【宮城県内の労働基準監督署】

仙台労働基準監督署 Tel 0 2 2 - 2 9 9 - 9 0 7 2 石巻労働基準監督署 Tel 0 2 2 5 - 2 2 - 3 3 6 5 古川労働基準監督署 Tel 0 2 2 9 - 2 2 - 2 1 1 2	大河原労働基準監督署 Tel 0 2 2 4 - 5 3 - 2 1 5 4 瀬峰労働基準監督署 Tel 0 2 2 8 - 3 8 - 3 1 3 1
--	--